

令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（地域周遊観光促進事業）

（「万博プラス関西観光」商品造成事業）

「OTA等(OTAや旅行会社以外の販売チャネル)へのコンテンツ掲載・販売」事業に係る
公募型プロポーザルへの質問に対する回答

質問1（6月5日回答）	
資料名称	公募型プロポーザル公示文
該当ページ	P.1
該当項目	1. 事業概要（3）事業の概要
質問内容	「本事業では、連携自治体や関連事業者とともに「万博プラス関西観光」商品造成事業において造成・収集したコンテンツについて・・・」とありますが、別事業（2024年4月24日公示）にて造成されたコンテンツを掲載・販売するという事業の公募ということによろしいでしょうか。
回答	掲題の事業においてOTAで掲載・販売する対象の商品は、お見込みのとおり、4月24日公示、5月16日事業者決定しております、「令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（地域周遊観光促進事業）（「万博プラス関西観光」商品造成事業）「滞在コンテンツ造成事業」において収集し、タリフ化したコンテンツとしております。